

(案)

小・中学校長 様

青森市教育委員会
教育長 工藤 裕司
(公印省略)

学校給食における窒息事故の防止について (通知)

日頃から学校給食の運営に対し、御理解、御協力を頂き深く感謝申し上げます。

標記の件について、青森県教育庁スポーツ健康課長から通知がありました。

つきましては、下記1を参考に、学校給食及び飲食を伴う活動における窒息事故の防止を徹底するようお願いいたします。

また、別紙の放送資料等を給食時間等に活用し、窒息事故防止の徹底を図るようお願いいたします。

なお、他都市におけるノロウイルスによる食中毒案件が報道されています。「学校給食における異物混入・食中毒・ノロウイルス対応マニュアル」を参照の上、予防管理の徹底をお願いいたします。

記

1 「食に関する指導の手引き—第二次改訂版— (平成31年3月 文部科学省)」 抜粋
第5章 第3節 4 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。
- ・早食いは危険であることを指導します。
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・すぐに他の教職員を呼び、119 番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。



図1 背部叩打法
こゝだ

立て膝で太ももがうつぶせにした子供のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減します。



図2 腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します。

(参考)

「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」平成 31 年 3 月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

内閣府食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」

https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

厚生労働省「救急蘇生法の指針（市民用）2020」

[shishin2020_shimin_hp.pdf](https://www.shishin2020.shimin.hp.pdf) (qqzaidan.jp)

2 放送資料【小学生用】【中学生用】 別紙 1

【使用例】

- ・毎月配信している通常の放送資料の前に読み上げ、事故防止の注意喚起をする
- ・給食の挨拶の前に、学級担任や給食担当者が読み上げる など

3 掲示用【小学生用】【中学生用】 別紙 2

【使用例】

- ・教室の目立つところに掲示する
- ・食器かごなどに入れ、児童生徒が給食前に確認できるようにする など

【担当】

青森市教育委員会事務局 学校給食課
給食運営チーム 外崎

TEL 017-718-1864

給食を食べるときの約束

みなさんは、給食を食べるときに、気を付けていることはありますか？

給食を楽しく食べるためには、安全に食べることも大切です。

給食を安全に食べるために、みなさんに守ってほしい約束が3つあるので、よく聞いてください。

【給食を食べるときの約束】

1. ごはんやパンなど水分が少ないものは、のどにつまりやすいので、少しずつ口に入れましょう。
2. おしゃべりや早食いなど、ふざけて食べたりしないで、よい姿勢で落ち着いて食べましょう。
3. 一口ずつ、よくかむことに気を付けて食べましょう。

みなさん一人ひとりが、この3つの約束をしっかりと守り、安全においしく給食をいただきましょう。

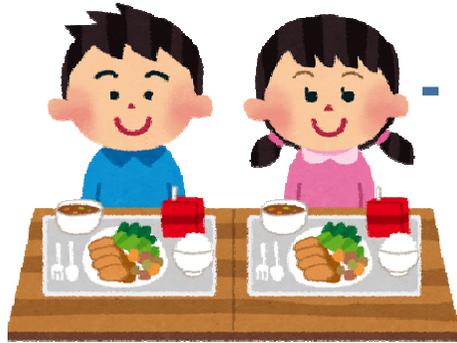
給食を食べるときの注意点

給食を安全に食べるために、次のことに注意しましょう。

【給食を食べるときの注意点】

1. ご飯やパンなど水分が少ないものは、のどにつまりやすいので、少しずつ口に入れよう。
2. おしゃべりや早食いなど、ふざけて食べたりせず、よい姿勢で落ち着いて食べよう。
3. 一口ずつ、よく噛んで食べよう。

皆さん一人ひとりが、この3つの注意点をしっかりと守り、安全においしく給食をいただきましょう。



給食を食べるときの約束

1. ごはんやパンなど水分が少ないものは、のどにつまりやすいので、
少しずつ口に入れましょう。
2. おしゃべりや早食いなど、ふざけて食べたりしないで、よい姿勢
で落ち着いて食べましょう。
3. ひと口ずつ、よくかむことに気をつけて食べましょう。

みなさん一人ひとりが、この3つの約束をしっかりと守り、
安全においしく給食をいただきますよう。



給食を食べるときの注意点

1. ご飯やパンなど水分が少ないものは、のどにつまりやすいので、少しずつ口に入れよう。
2. おしゃべりや早食いなど、ふざけて食べたりせず、よい姿勢で落ち着いて食べよう。
3. ひと口ずつ、よく噛んで食べよう。

皆さん一人ひとりが、この3つの注意点をしっかりと守り、安全においしく給食をいただきましょう。



青教ス第969号
令和6年2月28日

各市町村教育委員会
学校給食主管課長 殿

青森県教育庁
スポーツ健康課長
(公印省略)

学校給食における窒息事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省から通知がありました。
つきましては、貴管下の学校及び学校給食施設に対し、本通知を周知するとともに、学校給食及び飲食を伴う活動における窒息事故の防止に努めてくださるようお願いいたします。

担当	体育・健康グループ
指導主事	矢古宇 由起
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275



事 務 連 絡
令和6年2月27日

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食における窒息事故の防止について

学校給食における適切な指導については、従来から努めていただいているところですが、本年2月26日、小学校の学校給食において、1年生に在籍する児童がうずらの卵を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月）」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針（市民用）2020」も併せて御留意願います

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いします。

については、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人の長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し周知をお願いします。

(参考)

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」平成31年3月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

内閣府食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」

https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

厚生労働省「救急蘇生法の指針（市民用）2020」

shishin2020_shimin_hp.pdf (qqzaidan.jp)

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

食育推進係、学校給食係

TEL: 03(5253)4111

(内線 2095、2694)

